

財団法人 千葉県産業振興センターWEB ページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人千葉県産業振興センター（以下「センター」という）のWEB ページ（以下「センターWEB ページ」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) センターWEB ページ センターが管理する WEB ページのことをいう
- (2) バナー広告 センターWEB ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう

(広告の種類)

第3条 センターWEB ページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 センターWEB ページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページ内容の範囲は、センター広告掲載要綱第4条及びセンター広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、原則として、次のとおりとする。

規格（1 枠につき）	掲載料
大きさ 縦 50 ピクセル・横 150 ピクセル 形式 GIF（アニメ可）または JPG データ量 4KB 以下	月額 10,000 円

2 前項と異なる場合については、理事長が別途定めることとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第 6 条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は理事長が決定する。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は理事長が別途定める。

3 広告掲載希望者の要望がある場合、理事長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集は、必要に応じて、センターWEB ページ及び企業情報誌等の広報印刷物で公募することができる。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 センターは募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第 9 条 センターWEB ページへの広告掲載希望者は、バナー広告掲載申請書 (第 1 号様式) により、持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールで、あらかじめ申請しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 10 条 理事長は、第 4 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、バナー広告掲載申請結果通知書 (第 2 号様式) により広告掲載希望者に通知することとする。

3 理事長は、広告掲載希望者が、第 6 条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、県内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で県内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業または自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 6 条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告掲載可の決定を受けた者 (以下「 広告主 」という) は、 広告原稿を理事長が指定する期日までに、 電子データにて提出するものとする。

2 広告原稿は、 広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 12 条 広告掲載料については、 類似広告の市場価格等を勘案し、 理事長が決定する。

2 広告主は、 広告掲載料を理事長の指定する期日までに、 指定された口座に一括前納するものとする。

(広告内容、 デザイン等の審査及び協議)

第 13 条 広告の内容及びデザイン等については、 センターWEB ページの社会的な信用及び安全性等を損なうことのないよう、 財団法人千葉県産業振興センター広告審査委員会において審査を行うとともに、 広告主と当該 WEB ページの主管担当者が随時協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、 第 4 条に規定するものの他は、 必要に応じて理事長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第 14 条 理事長は、 広告の内容、 デザイン及びリンク先の WEB ページ内容等が各種法令に違反している、 もしくはそのおそれがある、 またはこの要領等に抵触していると判断したときは、 広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 15 条 理事長は、 次の各号に該当する場合は、 広告主への催告、 その他何らかの手続きを要することなく、 広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主の事業活動、 パナー広告の内容またはリンク先 WEB ページの内容等が、 各種法令に違反している、 あるいはそのおそれがあるとき、 またはこの要領等に抵触するときで、 前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、 WEB ページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第 16 条 広告主は自己の都合によって、WEB ページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面等により理事長あて申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 17 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 18 条 広告掲載期間内に、センターの都合で WEB ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、センターが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第 19 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第 20 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までにセンターの主管室またはグループに連絡するものとする。

(裁判管轄)

第 21 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、センターの所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第 22 条 この要領に疑義があるとき、またはこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、千葉県産業振興センター広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別途定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成 1 8 年 5 月 2 5 日から施行する。